

2024年8月30日

お客さま各位

株式会社荘内銀行

外貨普通預金規定の改定について

平素より、荘内銀行をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

2024年8月30日（金）の外貨両替業務終了に伴い、外貨普通預金規定を下記の通り改定しますので、お知らせいたします。

記

1. 改定日

2024年9月1日（日）

2. 改定内容

- 外貨現金、手形その他の証券に関する記載を削除
- 外貨預金振込通知の、取消通知時における対応に関する記載を追加

【外貨普通預金規定】の新旧比較表

2024年9月1日改定

現 行	改 定 後
<p>3.（口座への受入れ） この預金口座に入金できるものは次のとおりです。 適法に取得した外貨及び適法に保有している外貨。ただし、外貨建手形・小切手・外貨建支払指図書証券類については取立のうえ、決裁確認後その代り金を受入れます。</p>	<p>3.（口座への受入れ） この預金口座に入金できるものは次のとおりです。 (1) この預金口座に受入れできるものは円貨現金、為替による振込金等、当行所定のものとし、外貨現金による預入れはできません。 (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p>

3. その他

「円の現金でのお預入れ・お引出し」ならびに「円預金とのお振替」は、これまで通り、ご利用いただけます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

営業推進部 ライフプランアドバイス室 TEL：023-626-9015

事務管理室 市場国際管理センター TEL：023-626-9123

《平日》9:00～17:00（祝日、年末年始除く）